

ヤマト運輸 荷物転送の有料化について

この度ヤマト運輸の規約変更により**2023年6月1日(木)**から
出荷後のお届け先変更が**有料**となります。

お届け先を変更(転送)する場合、転送料金をヤマト運輸が**お届け先様から着払い**で
收受することとなりました。

転送料金は、ご贈答用の場合でも**お届け先様のご負担**となりますので、
ご住所にお間違いがないか十分にご確認の上ご注文ください。

お届け先様が住所不明で配達ができない場合は、ご依頼主様にご連絡を差し上げます。

なお、転送料金はヤマト運輸の**規定運賃**となります。

桂新堂でご注文いただいた際の送料の金額とは異なりますので、予めご了承ください。

6/1以降に転送が発生した場合の例

例 1

お届け先様ご本人のご希望で、転送する(自宅→会社など)。



お届け先様が着払いで転送料金を負担

例 2

ご依頼主様からご指示頂いたご住所がお引越等に変更となっていたため、
新しいご住所へ転送する。



お届け先様が着払いで転送料金を負担

例 3

お届け先様が住所不明で配達ができず、送り状記載のご依頼主様へ転送する。



ご依頼主様が着払いで転送料金を負担

商品出荷後の注文キャンセルはいたしかねます。

ご注文の際は、送り先住所・お届け日等を十分にご確認の上ご注文を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。

■お電話でのお問合せ

お客様相談室 0120-08-7667

受付時間 | 月～金 10:00～14:00

■メールでのお問合せ

information@keishindo.co.jp

